

平成24年11月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ハ)第886号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年10月9日

判 決

宮崎県日南市

原 告

宮崎市

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 小 林 孝 志

宮崎市瀬頭二丁目5番12号楓ビル2階

原 告 小 林 孝 志

福岡市博多区博多駅前三丁目4番2号

被 告 K C カ ー ド 株 式 会 社

同代表者代表取締役 安 藤 聰

同訴訟代理人弁護士 三 ツ 角 直 正

加 茂 雅 也

足 田 陽 太 郎

瓜 生 修 一

山 口 明 日 香

山 本 洋 介

主 文

- 1 被告は、原告[REDACTED]に対し、6000円及びこれに対する平成24年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告[REDACTED]に対し、6000円及びこれに対する平成24年6月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告小林孝志に対し、1万円及びこれに対する平成24年6月1

- 1 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の各請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告■■■■の、その3を原告■■■■の、その3を原告小林孝志の各負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、1項ないし3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 1 被告は、原告■■■■に対し、5万円及びこれに対する平成24年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告■■■■に対し、5万円及びこれに対する平成24年6月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告小林孝志に対し、10万円及びこれに対する平成24年6月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

原告■■■■（以下「原告■■■■」という。）及び同■■■■（以下「原告■■■■」という。）が弁護士である原告小林孝志（以下「原告小林」という。）に、被告との間の過払金返還訴訟を含む債務整理を委任し、これに基づき原告小林が、原告■■■■及び原告■■■■の各訴訟代理人として被告を相手に過払金返還請求訴訟を提起し、過払金返還請求については各勝訴判決を得たところ、被告はその弁済として訴訟代理人である原告小林ではなく、原告■■■■及び原告■■■■の各本人の預金口座に弁済金を振り込んだ。本件はこの行為が不法行為に該当するとして、原告らが被告に対し各損害賠償（慰謝料及び弁護士費用）を請求するものである。

#### 1 争いのない事実等

（原告■■■■及び原告■■■■関係）

原告■■■■及び原告■■■■（以下、両名を併せて「原告■■■■ら」という。）は、

信販業務・消費者金融業を営んでいる被告（旧商号楽天K C株式会社）と金銭消費貸借取引があった者である。原告小林は宮崎県弁護士会に所属する弁護士であり、原告■■■■から、被告との間の過払金返還請求訴訟を含む債務整理事件の委任を受けた者である。

（原告■■■■関係）

- (1) 原告■■■■は被告との間で、平成11年3月29日から金銭消費貸借の取引を開始し、以後、同23年9月27日まで継続的に借入れ及び返済を繰り返してきた。
- (2) 原告■■■■は、原告小林に債務整理の依頼をし、原告小林は、原告■■■■からの委任に基づき、平成23年10月17日に被告に交渉依頼受任の通知をし、原告■■■■と被告との取引経過全部の開示を求め、同年12月7日に被告から開示された取引履歴が原告小林の下に届いた。
- (3) 原告小林は、平成23年12月12日、原告■■■■からの委任に基づき被告に対する過払金返還請求訴訟を日南簡易裁判所に提起し、同24年6月1日過払金返還請求についてはすべて認容する判決が言い渡された。
- (4) 平成24年6月7日に、被告担当者から原告小林の弁護士事務所に、和解申入れの電話があったので、同事務所の事務員が判決内容どおりの金額を支払ってもらうことにしている旨伝えると、被告担当者が金額を尋ねてきたので、同事務員は同月20日までの利息を含めると37万2874円になる旨被告担当者に伝えた（弁論の全趣旨）。
- (5) 平成24年6月8日に、被告は、37万2298円を原告■■■■の預金口座へ直接送金し、原告小林に対してその旨を記載した書面をファックス送信した。

（原告■■■■関係）

- (1) 原告■■■■は被告との間で、平成10年7月16日から金銭消費貸借の取引を開始し、継続的に借入れ及び返済を繰り返してきた。

- (2) 原告■■■■は、原告小林に債務整理の依頼をし、原告小林は、原告■■■■からの委任に基づき、平成23年11月28日に被告に交渉依頼受任の通知をし、原告■■■■と被告との取引経過全部の開示を求め、同年12月ころに被告から開示された取引履歴が原告小林の下に届いた。
- (3) 原告小林は、平成24年2月29日、原告■■■■からの委任に基づき被告に対する過払金返還請求訴訟を宮崎簡易裁判所に提起し、同24年6月6日過払金返還請求をすべて認容する判決が言い渡された。
- (4) 平成24年6月8日に、被告担当者から原告小林の弁護士事務所に、和解申入れの電話があったので、同事務所の事務員が判決内容どおりの金額を支払ってもらうことにしている旨伝えると、被告担当者が金額を尋ねてきたので、同事務員は同月11日までの利息を含めると32万1485円になる旨被告担当者に伝えた（弁論の全趣旨）。
- (5) 平成24年6月11日に、被告は、32万1490円を原告■■■■の預金口座へ直接送金し、原告小林に対してその旨を記載した書面をファックス送信した。
- (6) 上記(3)の訴訟について、訴訟費用額確定処分の申立てを行ったところ、平成24年6月29日に、被告が原告■■■■に1万7220円を支払う旨の処分がなされ、平成24年7月5日に、被告から同金員が原告小林が指定した同人の口座に送金された。

## 2 主な争点

被告の原告■■■■らに対する過払金の返還について、同人らの代理人弁護士である原告小林の指定口座ではなく、原告■■■■らの各本人口座に送金したことが不法行為に該当するか。

(原告らの主張要旨)

- (1) 債務整理の依頼を受けた弁護士は、貸金業者との交渉及び訴訟提起のみならず過払金の受領についても受任している。本件についても、原告■■■■らか

ら過払金受領についての委任を受けていた。訴訟代理人に弁済受領についての代理権があることについては、民事訴訟法55条1項でも明文で定められている。同法が訴訟代理人に弁済受領の代理権を与えているのは、訴訟当事者が弁護士に訴訟依頼するにあたっては、弁護士を信頼して弁済受領についての代理権を与えることによって、速やかな紛争解決が図られることを期待しているからである。判決に基づく弁済には、元本、利息及び訴訟費用が含まれており、その計算方法や充当関係は素人には理解できないことから、訴訟代理人である弁護士の指定する額と方法で弁済することによって、速やかに最終的な紛争解決が図られるのである。このような民事訴訟法の趣旨を無視した被告の弁済方法は違法な行為というべきである。

- (2) 弁護士である原告小林は、債務整理の依頼をしてきた原告■■■■らに対し、報酬支払請求権を有している。これは一般常識であり、被告もこのことは知っていた。被告が原告■■■■らに対して過払金を直接送金してしまえば、同人らが費消する可能性も十分あり、原告小林の報酬支払請求権を侵害することは明白である。
- (3) 原告■■■■は、原告小林に被告との一切の交渉等を任せていたのであり、一方的な入金が自己の通帳にあったことから、驚くとともに、非常に不審に思い、不安になった。これにより原告■■■■が被った精神的苦痛は4万円を下らない。また、同人が本件訴訟を提起するのに原告小林に支払を約束した弁護士費用のうち、少なくとも1万円は被告の不法行為と因果関係がある損害である。
- (4) 原告■■■■は、原告小林に被告との一切の交渉等を任せていたのであり、一方的な入金が自己の通帳にあったことから、驚くとともに、非常に不審に思い、不安になった。これにより原告■■■■が被った精神的苦痛は4万円を下らない。また、同人が本件訴訟を提起するのに原告小林に支払を約束した弁護士費用のうち、少なくとも1万円は被告の不法行為と因果関係がある損害で

ある。

- (5) 原告小林は、被告の原告■■■■らに対する直接送金により、同人らとの信頼関係に傷がついてしまったのではないかと非常に心配した。また原告■■■■らと本来ならば必要でなかった本件訴訟の打ち合わせをする必要が生じ、訴状及び準備書面の起案のために多大な時間を要することとなり、他の業務遂行が不可能となった。これにより原告小林が被った精神的苦痛は10万円を下らない。

(被告の主張要旨)

- (1) 貸金業者が不当利得返還債務の弁済のために、契約者本人の口座に金員を振り込む行為は、貸金業法21条により禁止されていない。
- (2) 判決に基づく債務の弁済を行う場合、訴訟代理人が選任されているからといって、本人に弁済することが違法となるものではなく、債務の本旨に従った正当な履行行為であり、何ら違法性を有する行為ではない。これにより原告■■■■らに損害が発生する余地はなく、そうである以上、原告小林にも損害の発生は認められない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 甲A6によれば、原告■■■■は、自分で被告から取引履歴の開示を受けたが、負債が残っているのか、過払の状態になっているのか分からず、取引履歴開示後も被告からの引落としが続いていたので、負債が残っているのだろうと思いつつも、専門家である弁護士に相談しようと思い、原告小林の弁護士事務所を訪ね、原告小林から過払状態になっている旨の回答を得て、被告との交渉や過払金回収などの一切の手続を原告小林に依頼することにしたことが認められる。また、これにより被告からの請求や被告への支払から解放され、原告■■■■は安堵したが、引落用の預金口座に被告からの入金があり不安になったことが認められる。
- 2 甲B8によれば、原告■■■■は、被告以外の業者の債務整理も過払金回収を含

めて原告小林に依頼していたこと、原告■■■■の妻の被告に対する債務整理についても原告小林に依頼したこと、原告■■■■の妻の過払金は被告から原告小林的弁護士事務所の口座に送金されたこと及び自分の預金口座に被告から入金があり不安に思ったことが認められる。

- 3 そもそも、弁護士と依頼人の関係は非常に高度な信頼関係を基礎として成り立っているのであり、弁護士が依頼人の代理人となる場合に締結される委任契約は、当事者双方の信頼関係なしには成り立たないものである。そして、弁護士は受任内容の趣旨に従い、依頼人のために誠実に委任事務を処理し、また、委任契約においては、事務処理の対価としての報酬の支払についての約束がなされるのが通例である。このことは、原告■■■■らと原告小林との関係についても同様であり（弁論の全趣旨）、また、本件訴訟の訴訟代理人として弁護士に委任をした被告は、他にも多数、民事訴訟の当事者として弁護士に訴訟委任をしたことがあり（当裁判所に顕著な事実）、当然のことながら、このことについての認識はあったはずである。被告は、過払金返還請求訴訟の判決が確定した後も、その支払額について減額交渉をし、これに応じてくれる原告代理人（弁護士及び司法書士）であれば、原告代理人の預金口座に送金しているが、減額に応じてくれない場合には、原告本人の預金口座に直接送金する対応をしていることが認められる（甲統5）。本件についても、被告は、原告■■■■らの判決後に原告小林的弁護士事務所に和解の申入れをしているが、これはまさに原告小林と原告■■■■らとの間に高度の信頼関係が構築されていることを被告自身が認識していたからこそ、本来判決どおりの過払金が返還されることを期待しているであろう原告■■■■ら本人ではなく、同人らが高度の信頼関係に基づいて訴訟委任をした原告小林に和解の申入れを行ったと解することができる。これらのことから、本件において、仮に原告小林が被告の和解の申入れを受け入れていたのであれば、被告は原告小林的預金口座に過払金を送金したであろうことは容易に推認できるわけであり、和解の話を原告小林に持ちかけておきながら、

同人がこれに応じてくれなかったので、原告■■■■ら本人の口座に直接送金し、しかも、むしろ元々の債権者に弁済を行うことは債務の本旨に従った正当な履行行為であるという被告の主張は、理解し難いものであるばかりか、被告の行為は、原告■■■■らの不安を募り、原告■■■■らと原告小林との間に構築された高度な信頼関係を崩壊させる要因を与え、原告小林が行っていた委任事務処理及び被告が当然にその存在を知っていたと解される、原告小林の原告■■■■らに対する報酬支払請求権の円滑な行使を妨害する行為である。したがって、これらの事情を総合的に考慮すると、被告の行為は債務の履行行為であったとしても、不法行為に該当する。

- 4 上記1ないし3で述べたこと及び本件の直接送金そのものは債務の履行行為として無効なものではないこと等を検討すると、原告■■■■らの慰謝料は各5000円、原告小林の慰謝料は1万円、被告の不法行為と相当因果関係のある原告■■■■らの弁護士費用は各1000円と認めるのが相当である。

#### 第4 結論

以上によれば、原告らの各請求は主文1項ないし3項の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法64条本文、同法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

宮崎簡易裁判所

裁判官 橋 口 幸 司



これは正本である。

平成24年11月20日

宮崎簡易裁判所

裁判所書記官 築島 亮

